

議案第 23 号

日出町企業立地促進条例の一部改正について

日出町企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町企業立地促進条例の一部を改正する条例

日出町企業立地促進条例（平成 19 年日出町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、その他」を「その他」に改め、同条第 5 号中「、又は」を「又は」に改め、同条第 6 号中「、又は」を「又は」に改め、「新設」の次に「若しくは増設等」を加える。

第 4 条第 1 号中「公害」を「、公害」に改め、同条第 2 号中「事業」を「、事業」に、「、製造業以外」を「又は製造業以外」に改め、同条第 3 号中「5 人」を「、5 人」に、「、増設等」を「又は増設等」に、「3 人」を「、1 人」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「により取得した土地の取得費」を「のため取得した土地及び建物に係る費用」に改め、同項第 3 号ただし書中「200 万円」の次に「を上限とし」を加え、同条第 2 項中「、申請し」を「町長に申請し」に改める。

第 6 条第 1 項中「1 月 1 日を賦課期日とする年度」を「4 月 1 日」に改める。

第7条中「、その他」を「その他」に改める。

第8条第1項中「承継したもの」を「承継した者」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に改める。

第9条第4号中「条例等」を「条例、規則等」に改める。

第10条第2項中「職員」を「当該職員」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 理 由

事業者が増設に取り組みやすい制度に変更するため、条例を改正したいので提出する。